

新型コロナウイルス感染症 対策マニュアル

結城商工会議所 会員企業 様

【利用上のご注意】

- 本マニュアルは現在の知見に基づき作成されたものであり、将来発生しうるすべての事態を網羅しているものではありません。
- 本マニュアルはあくまでも情報提供として供するものであり、マニュアル内の情報をもとにしたお客様社内での判断等に東京海上日動リスクコンサルティング株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・その他関係会社が責任を負うものではありません。
- 本マニュアルの著作権は東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に帰属いたします。お客様社内でのご利用（含む）を除き、本内容をお客様から第三者へ提供することは固くお断り致します。

目 次

第1章 本マニュアルの目的・位置付けおよび用語の定義	2
(1)目的	2
(2)本マニュアルの位置付け	2
(3)用語の定義	2
第2章 基本方針	3
第3章 コロナウイルス感染症の概要	4
(1)コロナウイルス感染症の感染症状	4
(2)感染経路	5
第4章 予防・治療について	6
(1)一般的予防法・感染しないための注意事項	6
(2)清掃・消毒体制・本部および事業所の防疫資材調達	7
(3)新型コロナウイルス感染症ホットラインの設置	8
(4)勤務場所における感染者および感染の疑いのある者のトレースと隔離の方法	9
第5章 社内体制	10
(1)フェーズの設定と対処方針	10
(2)社内組織及び体制	11
(3)設置場所	11
(4)設置基準	11
(5)対策本部の構成と役割及び運営方法	11
(6)新型感染症対策本部 本部長・副部長・各部の役割一覧	13
(7)感染対応行動等の基準	14
(8)感染症発生時における海外出張者・駐在者に対する対応方針	16
第6章 本部および拠点・事業所のアクションプラン	17
(1)業務継続の為の基本的枠組みと各フェーズにおける継続業務	17
(2)業務継続に関する確認事項	17
(3)継続業務クロストレーニング訓練	17
(4)アクションプラン	17
第7章 教育・訓練	18
(1)感染予防に関する社内教育	18
(2)感染発生を想定した初動訓練	18
(3)業務継続に係る訓練	18
(4)教育・訓練の実施報告	18

第1章 本マニュアルの目的・位置付けおよび用語の定義

(1)目的

本マニュアルの目的は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が発生し、有効かつ確実なワクチン・薬剤が十分確保できない状況を前提に、感染症の社内への侵入・拡大を防止し、従業員等及びその家族ならびにお客さまを感染から守るとともに、感染が発生した場合において優先業務の継続を図ることとする。

(2)本マニュアルの位置付け

危機管理の一つとして、感染症に対して会社としてどのように備え、対処するかを規定する。

(3)用語の定義

用語	定義
新型コロナウイルス感染症	新型のコロナウイルスによる感染症で、発熱、咳、肺炎などの症状を引き起こすものをいう。コロナウイルスは、かぜのコロナウイルス（4種類）、中東呼吸器症候群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）が知られていたが、2019年12月には中国武漢市で新型のコロナウイルスによる感染症が報告された。
従業員等	正社員及び嘱託、契約、派遣社員を含め、当社に勤務する者全てを言う。
関係先	当社の取引先など業務等に関係する全ての企業、団体、関係者などを言う。
海外支社	当社の海外における製造拠点、販売拠点、営業事務所を言う。

第2章 基本方針

新型コロナウイルス感染症に対する実効性のある対応策を先行的、計画的に実施し、感染を防止するとともに、感染が発生した場合には、状況に応じて経営資源を集中投入する等、柔軟な対応により優先業務の継続を図るため、以下を基本方針とする。

■ 社員の安全

従業員等及びその家族ならびに近隣社会、関係先、お客さまの人命保護を最優先とする。

■ 感染拡大の防止

予防対策を整え、防疫資材等を確保し、当社全体及び社会的責任の観点から関係先およびお客様他への感染防止に努める。また、従業員等に感染者が発生した場合は、官公庁の指示に従いながら情報を社内外に開示することにより感染拡大の防止を図る。

■ 事業の継続

法令等及び行政の指導を遵守しつつ、業務継続に必要な体制を構築して、優先業務の継続に努める。

第3章 コロナウイルス感染症の概要

(1) コロナウイルス感染症の感染症状

コロナウイルス感染症の症状は以下のとおりである。

【コロナウイルス感染症の症状】

ウイルス名	HCoV-229E, HCoV-OC43, HCoV-NL63, HCoV-HKU1	SARS-CoV	MERS-CoV	SARS-CoV-2
感染症名	風邪	SARS (重症急性呼吸器症候群)	MERS (中東呼吸器症候群)	新型コロナウイルス (COVID-19)
発生年	毎年	2002年～2003年 (終息)	2012年～現在	2019年～現在
発生地域	世界中で人類に蔓延している	中国広東省	アラビア半島とその周辺地域、全症例の80%以上はサウジアラビア。中東以外の国で輸入例。	中国武漢市を中心に、中国国内各地、日本を含む世界各国に感染が拡大。
宿主動物	ヒト	キクガラシコウモリ (中国南部に棲息)	ヒトコブラクダ (中東、アフリカに棲息)	コウモリか
死亡者数/感染者数	不明/70億	774/8,098	858/2,494 (2019/10/30時点)	1775/71,429 (2020/2/17時点)
感染者の年齢	多くは6歳以下、全年齢に感染する	中央値40歳 (範囲0-100歳) ※子供にはほとんど感染しない	中央値52歳 (範囲1-109歳) ※子供にはほとんど感染しない	未確定
主な症状	鼻炎、上気道炎、下痢	高熱、肺炎、下痢	高熱、肺炎、腎炎、下痢	高熱、咳、倦怠感、呼吸困難、肺炎 (無症状感染者あり)
重傷者の特徴	通常は重症化しない	糖尿病等の慢性疾患、高齢者	糖尿病等の慢性疾患、高齢者、入院患者	糖尿病等の慢性疾患、高齢者
感染経路	飛沫、接触	飛沫、接触	飛沫、接触	飛沫、接触
ヒト-ヒト感染	1人→多数	1人から1人以下。スーパープレッダーにより多数へ感染拡大がみられた。	1人から1人以下。スーパープレッダーにより多数へ感染拡大がみられた。	基本的に1人から1人以下。
潜伏期間	2-4日 (HCoV-229E)	2-10日	2-14日	1-12.5日 (多くは5-6日)
感染症法	指定なし	二類感染症	二類感染症	二類感染症

(出所) 国立感染症研究所資料、各種報道を基に作成

(2) 感染経路

コロナウイルスのヒト-ヒト間の感染経路は、飛沫感染と接触感染と推測されている。ウイルスは粘膜・結膜などを通じて生体内に入り、細胞の中でのみ増殖することができる。

① 飛沫感染
感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば など）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを 口や鼻から吸い込んで感染する。 ➤ 主な感染場所：劇場、満員電車などの人が多く集まる場所
② 接触感染
感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付く。他者が その物に触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染する。 ➤ 主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

第4章 予防・治療について

(1) 一般的予防法・感染しないための注意事項

<p>① 個人としての対策</p>
<ul style="list-style-type: none">● 人の大勢集まる場所（繁華街、観光地等）への外出は、できる限り控える。● 国内外を問わず、当面は不急の出張・移動を自粛する。● 外出後や食事前は石鹸を使用した手洗いを徹底する。石鹸や水が利用できない場合は、アルコール消毒液を使用する。● 公共交通機関を利用する場合は極力マスクを着用する。また、特に呼吸器系疾患を有している場合、もしくは咳・くしゃみ・のどの痛み等の症状がある場合はマスクを着用する。● 室内の換気を頻繁に行う。● 十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事を摂る。● 体調不良とみられる人との接触を避ける。● 【特に海外】動物（生死を問わず）や動物のいる環境との直接的な接触を避ける。● 【特に海外】糞で汚染されている可能性があるものの表面に触れない。● 【特に海外】生ものや調理不十分な肉等の摂取を避け、十分に加熱調理する。
<p>② 企業・事業所としての対策</p>
<ul style="list-style-type: none">● 従業員等に対し、①の予防対策を周知・徹底する。● オフィス出入り口での消毒液設置、ドアノブやエレベーターボタンの定期消毒など、飛沫・接触感染予防策を実施する。● 業務状況に応じて、在宅勤務、時差出勤などを推進し、公共交通機関での通勤等による感染リスクを低減させる。● 多くの人が集まる会議、特に海外からの参加者を集める国際会議・イベントは延期・中止を検討する。● 体調不良者の状況をモニタリングするよう、各管理者に指示する。● 接客・営業等、不特定多数と接する機会の多い職種については、マスク着用、手指消毒等の予防対策をさらに徹底する。

(2) 清掃・消毒体制・本部および事業所の防疫資材調達

① 清掃・消毒体制
<p>清掃・消毒を行う際は、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 手指がよく触れる場所を清潔に保つ。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用エタノールを、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウムを使用する。（塩素系漂白剤等も有効） • 消毒剤の噴霧は実施しないこと消毒が不完全となったり、ウイルスが舞い上がる危険性があるため。基本は消毒液を浸した拭布によるふき取りを行う。 • 消毒作業を行う従業員は、消毒用マスク（不織布マスク）、消毒用ゴム手袋、（可能であればゴーグルを装備する。マスクや拭布は作業後、蓋付きゴミ箱やビニール袋に捨てる。（ゴム手袋やゴーグルは、適切な処置のもと一定期間の再利用は可） • ゴミ回収業者に委託する廃棄される汚染ゴミ等の集積、回収は、専用の回収容器を用い、営業終了後の清掃・消毒にあわせ実施する。

[消毒の対象とポイント（東京都）]

消毒薬	場 所	対 象	方 法
次亜塩素酸 ナトリウム	家庭	居間 食事部屋	ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭き、自然乾燥させる。
		浴室	
		トイレ	
消毒用 エタノール	職場・ 集合住宅	共有部分	濡れている場合には水分をふき取った後、ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭く。

出典：東京都感染症情報センター「新型コロナウイルス感染症に関する清掃・消毒について」（2020年2月4日）
<http://idsc.tokyo.eiken.go.jp/assets/diseases/respiratory/ncov/disin.pdf>

② 本部および事業所の防疫資材調達

本社および各事業所の防疫資材を調達する

- 手洗い、うがい用
 - 手洗い用の液体石鹸、うがい薬を備蓄
 - ドライ乾燥機又はペーパータオルを設置
- マスク
 - 従業員等用に、1 個×日×従業員等数×予想流行期間分を確保し、消耗に応じて追加購入
 - マスクの取扱いに際し、説明書を準備する等事前に教育を行うことが求められる。具体的には正確な着用法と捨てる場所、捨て方の注意について注意
 - マスクは咳エチケットとして着用し飛沫を飛ばさないという面での効果はあることが認められている。また、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所での予防効果や、ウイルスが付着した手指で口や鼻に接触するのを防ぐ効果がある。
- ゴーグル、フェイスシールド
 - 一般従業員用としては必要ないが、感染者に接触する可能性がある従業員については確保
- 手袋
 - ゴーグル、フェイスシールド同様に、感染者に接触する可能性がある従業員に必要な枚数のゴム製の使い捨て手袋を確保
 - 手袋を着用する目的は、もっぱら自らの手を汚さないようにするためであるが、同時にウイルスが付着した手袋で鼻や口を触ることをしないよう留意が必要
 - 天然ゴムにふくまれるラテックス成分が稀にアレルギー反応を引き起こすことがあるので、使用者には同意を得ることが必要
- 入場時の手指の消毒
 - お客様用入り口、従業員通用口、業者用入り口等に、各 1 台のアルコール消毒機を設置

(3) 新型コロナウイルス感染症ホットラインの設置

各診療所に新型コロナウイルス感染症ホットラインを設け、健康不安者の相談に応じるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する医療的な情報を提供する。

名称	電話	対応時間
本社診療所	××××-△△△△	

(4) 勤務場所における感染者および感染の疑いのある者のトレースと隔離の方法

勤務場所において感染疑い者が発生した場合は、以下によりトレースと隔離を行う。

- 厚生労働省の公表する基準に従い、該当者に感染疑いがあるか判断する。新型コロナウイルスの場合、保健所への相談・受診の目安は以下の通り。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)(2) もしくは、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合 |
|---|

※上記に該当しない場合でも、感染地域への渡航歴、感染疑い者との濃厚接触歴、自覚症状などから、感染疑いとみなすことができる。

- 感染疑いがあると判断した場合、感染疑い者と付き添い者にただちにマスクを着用させ、他の従業員から隔離する。診療所がある勤務場所の場合、診療所で応急の診断も行う。
- 速やかに、感染疑い者が発生した旨を近隣の保健所に連絡する（新型コロナウイルスの場合、保健所に「帰国者・接触者センター」が設置されている）。
- 保健所の指示に従って、医療機関を受診する（新型コロナウイルスの場合、保健所から案内された「帰国者・接触者外来」を受診する）。
- 対策本部は受診・搬送状況を逐次把握する。あわせて家族に連絡し、家族の健康状態を確認する。
- 勤務場所では、一旦従業員等の移動を禁止するとともに、濃厚接触者をリストアップし直ちに出勤を停止する。

※「濃厚接触」の定義（2020年2月13日時点の厚労省の定義による）

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）

- 当日の該当者の行動を記録するとともに、接触部位をアルコールで消毒する。
- 発症日に遡って該当者の行動を確認し、特に疑いが強い感染源が判明した場合は対策本部に報告、2次感染が疑われる者については、本人に通知し健康状態をモニターする。

第5章 社内体制

(1)フェーズの設定と対処方針

当社は新型コロナウイルス感染症拡大の過程を以下のフェーズに区分し、感染防止、感染者対処および業務継続に係る計画等の発動のトリガーとする（以下は区分の一例）。

フェーズ区分 ¹	フェーズの説明	対処方針
フェーズ①	予防段階： ヒト-ヒト感染未発生 (未発生期)	新型コロナウイルス感染症の感染予防のための体制作りを行うとともに、大掛かりな準備が必要となる業務継続策について、机上でできる整備を推進する。
フェーズ②	海外におけるヒト-ヒト感染の発生 (海外発生期)	初動対応チームを立ち上げ、感染予防対策を強化するとともに業務継続のためのインフラ整備を推進する。国内及び非感染国拠点における業務は通常体制で行う。同時に拠点本部を立ち上げ、感染予防対策の強化及び治療対策の準備を推進する。
フェーズ③	国内におけるヒト-ヒト感染発生 (国内発生早期～国内感染期)	感染予防・拡大防止策の強化・徹底を図るとともに、業務継続体制へ全面的に移行する。感染予防策の強化と的確な感染者対応により、感染の抑止・拡大防止に努めるとともに、最重要業務の継続を確保する。状況により優先度の低い一部の業務については停止を検討する。

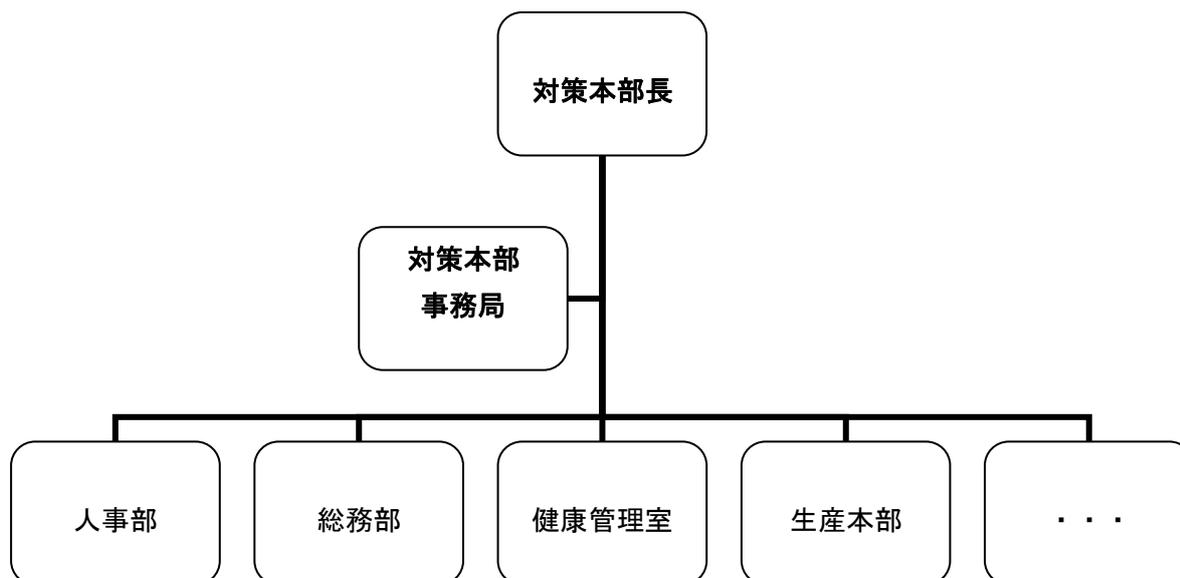
¹ フェーズ②、及び③への移行は、WHO（世界保健機構）、CDC（米国疾病管理・予防センター）または国内当局による感染発生の公式発表があった時点とする。

(2) 社内組織及び体制

WHO によるヒト-ヒト感染の発表があった段階で、社内に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げる。

国内外事業所においても、対策本部と連絡をとることができる体制を整え、事業所単位の対策チームリーダー、サブ・リーダーを設置する。

【新型コロナウイルス対策本部組織図】



(3) 設置場所

本部名称	設置場所	連絡先

(4) 設置基準

- 新型コロナウイルス対策本部は、フェーズ②で立ち上げられるものとする。
- 各事業所における新型コロナウイルス感染症対策チームは、海外事業所においてはフェーズ②で、国内事業所においてはフェーズ③で立ち上げられる。

(5) 対策本部の構成と役割及び運営方法

- 新型コロナウイルス対策本部・各事業所対策チームの構成
 - 新型コロナウイルス対策本部の構成は、時差のある海外拠点への対応等を考慮し、フェーズの進行に応じて2チームによるシフト勤務の実施を検討する。

- 指揮命令の順位は以下のとおり。各事業所についてもこれに順ずるものとする。

第1順位	第2順位	第3順位

- 新型コロナウイルス対策本部・各事業所対策チームの役割

新型コロナウイルス対策本部、各事業所対策チームは、以下を目的として活動する。

- | |
|--|
| (1)お客様、従業員等およびその家族の安否確認と安全確保、
(2)当社資産の保全、
(3)業務の早期復旧ないし業務の継続 |
|--|

また、以下に掲げる事務をつかさどる。

- | |
|---|
| ・ 当該感染症に対する対策の立案、実施、推進
・ 当該感染症に関する各部門の所管事項および施策の総合調整
・ 対策本部長の権限に属する事項 |
|---|

- 新型コロナウイルス対策本部・各事業所対策チームの運営方法

- 本部施設を共有することにより対策本部要員が同時に感染することを防ぐため、以下の要領で対策本部業務を実施する。
 - * テレビ・電話会議システムを活用し、極力「人」が集合する会議を減らす。
 - * メール・ファックス等を活用し情報を伝達する。
- フェーズ③に至った場合、混雑した公共交通機関を利用することによる感染のリスクを低減するため、在宅勤務、時差出勤等の処置を講じる。
- 対策本部の要員の社内における感染を防止するため、その他従業員との勤務区画、移動ルート、使用時間帯の区分も検討する。

(6) 新型コロナウイルス対策本部 本部長・副部長・各部の役割一覧

各部は、分掌規程に定められた分掌の他、主に次表の役割を分担する。

各 部	役 割 分 担
対策本部長	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス対策本部の立ち上げと統括・事業継続の可否判断と事業所等の閉鎖判断・役員会への報告・対策本部解散の判断
対策本部事務局	<ul style="list-style-type: none">・本部運営全般・本部メンバーへの連絡
人事部	<ul style="list-style-type: none">・従業員に対する新型コロナウイルス感染症対策の啓蒙・出張者、出向者の把握と情報伝達
...	...

(7) 感染対応行動等の基準

感染が疑われる場合及び明らかに発症した場合の当社としての対応基準を示す。

区 分	判明場所	従業員等の感染	従業員等の家族の感染
感染者との濃厚接触があった場合	全て	(従業員等自身) <input type="checkbox"/> 上司に報告後、保健所の指示に従い 14 日 ² 程度自宅で待機し健康状態をモニター（流行地域から帰国した者等） (所属部署) <input type="checkbox"/> 感染が疑われる者の行動の特定とモニター	/
37.5 度以上の発熱(発症が疑われる場合)	自宅	(従業員等自身) <input type="checkbox"/> 上司に報告後出勤せずに直ちに保健所に連絡・受診 <input type="checkbox"/> 医師の許可があるまで自宅等で療養	(従業員等の家族) <input type="checkbox"/> 従業員等の家族は直ちに保健所に連絡・受診 (従業員等自身) <input type="checkbox"/> 家族が入院隔離となった場合、従業員等は上司に報告後保健所の指示に従い 14 日間程度自宅待機し、医師の許可を得て出社 <input type="checkbox"/> 家族が自宅療養となった場合、従業員等は家族の治癒後保健所の指示に従い 14 日間程度まで自宅待機し、医師の許可を得て出社

² WHO によると、新型コロナウイルス (COVID-19) の潜伏期間 1-12.5 日 (5-6 日が最多) であるが、他のコロナウイルス感染症の事例を考慮し、14 日間の隔離を推奨している。

	<p>職 場</p>	<p>(従業員等自身)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 従業員等は上司に報告し直ちに受診、医師の許可があるまで自宅等で療養 <p>(安全健康管理室・診療所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 感染者の届出（指定感染症に指定された場合） <p>(所属部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発症した従業員等の行動の特定とモニター <input type="checkbox"/> 発症者と濃厚接触をした者の健康状態を保健所の指示に従い、14日間程度モニター <input type="checkbox"/> 発症者が接触した箇所の消毒 <input type="checkbox"/> 感染者に付き添う者に関しては、診療所スタッフを主体に充当 	
	<p>外出先 (出張先)</p>	<p>(従業員等自身)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 上司に報告後帰社することなく直ちに受診、医師の許可があるまで自宅等で療養 <p>(所属部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発症した従業員等の行動の特定とモニター <input type="checkbox"/> 発症者と濃厚接触をした者の健康状態を保健所の指示に従い、14日間程度モニター <input type="checkbox"/> 発症者が接触した箇所の消毒 	<p>(従業員等の家族)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家族は直ちに受診 <p>(従業員等自身)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家族が入院隔離となった場合、従業員等は上司に報告後保健所の指示に従い14日間程度自宅待機し、医師の許可を得て出社 <input type="checkbox"/> 家族が自宅療養となった場合、従業員等は家族の治癒後保健所の指示に従い14日間程度自宅待機し、医師の許可を得て出社
<p>治癒した場合</p>	<p>全て</p>	<p>(従業員等自身)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 感染したものの治癒した従業員等は、医師の許可を得た上で職場に復帰 	

(8) 感染症発生時における海外出張者・駐在者に対する対応方針

① 海外出張に関する方針
外務省が感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）を発出した際には、以後感染発生国・地域への上出張はやむを得ない場合を除いて原則中止する。最終的な渡航可否判断は〇〇部が行う。
② 海外駐在者に関する方針
外務省が在留邦人に対して感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）を発出した場合、駐在員と帯同家族の退避を検討する。 従業員はいつでも出国できるように、以下の準備を行っておく。 <div data-bbox="236 786 1353 976" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><ul style="list-style-type: none">● 旅券（パスポート）・滞在査証（ビザ）・再入国許可等の有効期限等を確認しておく● 滞在国へ運行している航空会社、近隣の主要空港のホームページなどを頻繁にチェックする● 急遽出国する場合に備え、米ドル・日本円等の外貨の現金を準備しておく</div> 新型コロナウイルス感染症発生国・地域から帰国した従業員とその家族に対しては、健康状態のモニタリングを指示し、体調に異変があった場合は直ちに上司に報告するよう指示する。

第6章 本部および拠点・事業所のアクションプラン

(1) 業務継続の為の基本的枠組みと各フェーズにおける継続業務

業務継続の必要性に応じた業務形態（例）

各部署は所管業務を業務継続の必要性および性質により以下の通り分類した上で、業務継続の手法を規定したマニュアルを策定することとする。

区分	業務分類	業務形態(例)
A. 優先実施業務	事業所において必ず継続しなければならない業務	宿直や交替勤務 (例) ・データセンター業務：宿直勤務 ・本部要員、生産業務：交代勤務
B. 在宅勤務業務	優先実施業務ほどではないが継続すべき業務	在宅勤務（感染拡大防止の観点で、出社はしない）
C. 一次休止業務	（パンデミックの一つの波である2ヶ月程度であれば）停止もやむを得ない業務	業務停止（感染拡大防止の観点）

(2) 業務継続に関する確認事項

- ・ 従業員に対して宿直勤務を命じる場合、労働基準法や雇用契約等へ抵触する可能性
- ・ 在宅勤務者に関して社内におけるPC、携帯等モバイル機器の持ち出しルール
- ・ 在宅勤務者における労働時間、電話代等必要経費の取扱い

(3) 継続業務クロストレーニング訓練

優先実施業務、在宅勤務業務において欠勤者が出た場合を想定し、代替要員を交えた継続業務実施訓練を行っておくことが好ましい。特に本社対策本部要員が発症した際に、支障となる継続業務については注意が必要。

(4) アクションプラン

新型コロナウイルス対策についての本社／本部と事業所それぞれの実施事項を、各フェーズ（フェーズ①～フェーズ③、小康期）に分けてリストアップする（詳細は別紙参照）。

第7章 教育・訓練

以下の要領で早期に教育・訓練を行う。すべての訓練について、実施時期はフェーズ①とすることが望ましい。

(1) 感染予防に関する社内教育

① 一般従業員向け感染症予防対策教育
事務局は感染症予防対策教育の総合企画を行い、各事業所等において担当者と診療所医師が教育を実施
② 診療所スタッフ向け感染症防護実践教育
新型コロナウイルス等の感染症の概要およびフェーズ 4 以降の診療所における防護要領について専門家の指導の下実施

(2) 感染発生を想定した初動訓練

① 新型感染症対策本部、各事業所対策チーム向け初動訓練
新型感染症対策本部と各事業所対策チームの要員は、報告・連絡等の初動体制の確認を主体とする机上訓練を実施。

(3) 業務継続に係る訓練

① 優先実施業務に係る実地訓練
<ul style="list-style-type: none">優先実施業務の指定を受けた業務は、必要に応じて実地訓練を行う
② 在宅勤務業務に係る在宅勤務の訓練
<ul style="list-style-type: none">在宅勤務業務の指定を受けた業務を担当するラインは、事業所の計画に基づき、訓練を実施訓練方法に関しては、各部長または事業所長が定める訓練は移動通信手段配布以降速やかに実施

(4) 教育・訓練の実施報告

実施担当者は、実施後速やかに実施概要・成果を事務局へ報告するものとする。事務局は成果をとりまとめ、必要がある場合にはマニュアルに記載されている事項の見直し作業を行う。

以上